

こども基本法の制定に基づく保育士養成課程科目の課題

——「子ども家庭支援論」を例として——

田 中 崇 教*

Consideration of the Nursery Teacher Training Studies Pursuant to the Provisions of the Basic Act on Children's Policy: in the Case "Child and Family Support"

Takanori TANAKA*

1. 課題設定

本稿の目的は、子ども基本法等の成立・公布によって保育士養成課程ならびにそれらを構成する科目に求められる課題を検討することにある。

こども基本法は、こども家庭庁設置法ならびに子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律と併せ、2022（令和4）年6月15日に成立、同年6月22日に公布された¹。これらの法律は、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針—こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設（以下、こども政策の基本方針）」（2021（令和3）年12月21日閣議決定）を法的に整備したものである。

内閣府「令和4年版少子化社会対策白書」（2022年）で示されるように、「これまで、政府を挙げて、各般の施策に取り組み、様々な取組が着実に前に進められてきたものの、少子化、人口減少に歯止めがかからない。また、2020（令和2）年度には、児童虐待の相談対応件数や不登校、いわゆるネットいじめの件数が過去最

多となり、約800人もの19歳以下のこどもが自殺するなど、こどもを取り巻く状況は深刻になっており、さらに、コロナ禍がこどもや若者、家庭に負の影響を与えている」（内閣府2022年）という。こうした問題認識に基づき、2023（令和5）年度以降、新たな行政組織としてこども家庭庁を設置し、こども政策を進めていく体制が確立したとあってよい。

ところで、子育て支援はこども基本法等²においても「こどもまんなか社会」を目指す「こども政策の基本理念」に位置づけられる。「切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援」（内閣官房こども家庭庁設立準備室2022年）として、引き続き重要施策とみなされている。ならば、子育て支援を重要な業務とする保育士を養成する保育士養成課程ならびにそれらを構成する科目は、子ども基本法等を看過することはできないだろう。とりわけ、子ども基本法の特徴やねらいが、従来から示されてきた「子どもの最善の利益」の保障を根底に置くものであるとしても、時代状況に応じて新たに加わった視点や強調された点がある。それらが、保育所保育指針（2017年）をはじめとする保育の理念や意義・目的にいかなる影響を及ぼすの

* 本学教授

かについて吟味することは重要である。そして、保育士養成課程および諸科目は子ども基本法をいかに活用すべきなのだろうか。こうした問いは、2022年に法律として制定されるにあたっての一連の経緯に内在する保育士養成課程のみならず我が国の子育て支援を再検討するための手掛かりにつながるだろう。

以上の問題関心に基づき、まず本稿は、子ども基本法の特徴を子育て支援を中心に整理する。続いて、現行の保育士養成課程ならびに構成科目の特徴を確認する。その際、本稿では子ども家庭支援ないし子育て家庭に対する支援の意義・目的を理解する科目にあたる「子ども家庭支援論」を事例とする。そして、子ども基本法の特徴を「子ども家庭支援論」の内容と照合させるとともに、保育士のみならず教師の養成をめぐる政策動向（文部省中央教育審議会2022年）に目を向けつつ、保育士養成課程ならびに構成科目に求められる課題について明らかにする。

2. 子ども基本法の概要とその影響

2-1. 子ども基本法の概要—子育て支援に焦点をあてて

子ども基本法は、目的（第1条）、定義（第2条）、基本理念（第3条）、責務等（第4条-7条）、年次報告（第8条）、子ども大綱（第9条）、都道府県子ども計画、市町村子ども計画（第10条）、子ども等の意見反映（第11条）、総合的かつ一体的な提供のための体制整備（第12条）、関係者相互の有機的な連携の確保等（第13条、第14条）、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知（第15条）、子ども失策の充実及び財政上の措置等（第16条）、子ども政策推進会議（第17条-第20条）、経過措置（附則第2条）から構成される。以下

では、内閣官房子ども家庭庁設立準備室「子ども基本法説明資料」（2022年）に基づき、子ども基本法の特徴を子育て支援を中心に確認してゆく。

1989（平成元）年の合計特殊出生率がそれ以前の数値を下回ったことに端を発するいわゆる1.57ショック（1990年）以降、我が国は、少子化対策（子育て支援政策）の充実に取り組んできた。しかし、少子化に歯止めをかけることができず、2010年代後半から人口減少の状況に陥った。加えて、子どもを取り巻く深刻な状況（児童虐待相談、不登校件数）は、コロナ禍で拍車をかけているという。改めて、「子どもの最善の利益」（日本国憲法、児童の権利に関する条約）に則り、子どもに関する取組や政策を我が国の「社会全体で総合的にかつ強力に」すなわち「まんなか」に据えて実施することが、子ども基本法の目的（子ども基本法第1条）として示される。

子ども基本法は「子ども」と「子ども施策」を第2条で定義づけており、これらの点を特徴とする。まず第2条第1項で「子ども」を「心身の発達の過程にある者」とする。そのうえで、同第2項として「子ども施策」を「子どもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」とする。「子ども施策」の前者は、「子どもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに関する支援を主たる目的とする施策」とされる。そして「子ども施策」の后者は、「主たる目的は子どもの健やかな成長に対する支援等ではないが、子どもや子育て家庭に関する施策」および「『子どもに関する施策』と連続性をもって行われるべき若者に係る施策」とされる。これらの例として、「国民全体の教育振興」、「仕事と子育ての両立」を支える「雇用環境の整備」、若者の社会参画支援などがあげられており、それらは日本国

憲法や教育基本法、児童の権利に関する条約の趣旨が反映されているという。

続く基本理念（子ども基本法第3条）は、全6項目（号）から構成される。1号から4号は、児童の権利に関する条約の四原則（「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」）を踏まえた内容である。

そして、第5号では「こどもの養育を担う大人や社会環境」についての記載であり、子育て支援を観点に置く本稿はこの箇所をさらに詳しく確認してゆく。ここで注目すべきは、こどもの養育の基本を「家庭」とし、「父母その他の保護者が第一義的責任を有する」ことを記載する点である。教育基本法第10条および児童の権利に関する条約第18条に則っている。そうした子育て家庭（保護者）等への支援ならびに家庭での養育が困難な子どもに対する支援が、「心身ともに健やか」なこどもの育成のために適切に行われるべきとされる。第6号では、「子育てをする者、しようとする者」が「家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる」環境の整備が規定されている。本稿では、この号にも注目したい。なぜなら、若者から高齢者までの幅広い層、すべての国民が夢を持ち、喜びを実感できる環境整備と解釈できるからである。子育てを職場や地域社会全体で理解し、支援する認識を支える根拠にもなるだろう。すなわち、「子どもを持つ／持たない」にかかわらず、すべての国民が子育てに携わり、その「やりがい」を持つ可能性がここに示唆されている。それゆえ、責務等（第7条）では、国民に対して「こども施策」に関心と理解を深めるよう努力義務を課しているのである³。

さらに、年次報告（第8条）の箇所では、従来から作成されていた「少子化社会対策白書」、

「子供・若者白書」、「子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況」の各法定白書が、行政の事務負担軽減の観点からも一本化されることを示す。同様に、行政の事務負担軽減の観点から、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」もまた「こども大綱」に一元化されることが、こども大綱（同法第9条）の箇所掲げられる。加えて本稿では、「こども等の意見の反映」（同法第11条）に注目したい。都道府県や市町村に対して「こども計画」作成が努力義務として課される（同法第10条）にあたり、「こどもや子育て当事者の意見を幅広く聴取する」こと、そしてそれらの意見を「反映させる必要な措置を講ずる」ことが示されている。意見集約について、こどもや子育て当事者である親や家族（きょうだい、祖父母を含む）らを対象に、パブリックコメントの募集や審議会・懇談会等への参画促進、SNSでの活用が掲げられ、自らの意見を「言いやすい環境づくり」が意識されている。これらの意見を踏まえ、教育施策、雇用施策、医療施策に幅広く反映させようとしていることは、理解できる。とはいえ、子どもや子育て当事者らが置かれている状況はそれぞれであり、意見も多様であろう。その中には、相反する要望も予想される。子どもや子育て当事者のみならず、こうした人々の「声を引き出す、ファシリテーターやサポーター」は、必要な措置や施策を吟味し、適切に提言する役割として今後重要な役割が期待されるし、むしろ「適切な提言」者としての責任は大きくなるに違いない。すなわち、こどもや子育て当事者を支援する者らの資質として子育てに関わる固有の知見（専門性）に加え、子育て政策ないし子育て支援政策を実現する固有の知見（専門性）が求められるだろう。

こうして、いわゆる「年齢の壁」、「施策・制度の壁」、「関係省庁による縦割り行政の壁」を打破し、総合的かつ一体的な提供のための体制が掲げられる（同法第12条）。その際、新設されるこども家庭庁が主導的な役割を担い、関係者相互の有機的な連携の確保等（同法第13条、14条）を通して、こども施策の充実及び財政上の措置等（同法第16条）やこども政策推進会議（同法第17-20条）の開催を講じてゆく。加えて、こども基本法ならびに児童の権利に関する条約を広め、周知してゆくことも示される。

2-2. 子ども基本法等制定の影響

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針—こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設」（2021年12月21日閣議決定）によれば、こども基本法等の公布の後、主としてこどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援を目的とする法律や事務は、こども家庭庁の所管に移管となる。例えば、少子化社会対策基本法や子ども・子育て支援法がある。さらに、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定に合わせ、幼児期の教育を行う施設、すなわち保育所や幼稚園に関する法律も改定された。具体的には、2022（令和4）年6月22日に行われた学校教育法と児童福祉法の改正である。本稿では、とりわけ教育課程等ないし保育内容に関する事項を中心に確認する。

学校教育法同第25条では「保育内容」としての「幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める」とある。ここに、第2項および第3項が新設されたのである。第2項では、幼稚園の教育課程が定められる際、児童福祉法第45条第2項および同第3項の規定で定められ

る保育所における保育の内容に係る部分と就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第10条第1項で定められる幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との「整合性の確保」への配慮が規定された。そして第3項では、幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定める際、所管する文部科学大臣は「あらかじめ、内閣総理大臣に協議」することが規定されたのである。

同様のことが、児童福祉法改正でも認められる。ただし、児童福祉法はかなり広範に渡った改正がなされたため、本稿では先述の通り、学校教育法との関係部分を取り上げるのみとする。児童福祉法第45条第2項で「厚生労働省令」は「内閣府令」に改められ、同項の次に、次の二つの項が加わる。

第3項「内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準（同項第3号の保育所における保育の内容に関する事項に限る）を定めるに当たっては、学校教育法第25条第1項の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項並びに認定こども園法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保並びに小学校及び義務教育学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならない」

第4項「内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準を定めるときは、あらかじめ、文部科学大臣に協議しなければならない」

このように、保育所での保育内容と幼稚園での教育課程（保育内容）の整合性が児童福祉法ならびに学校教育法で示されたのである。

先述のこども基本法第12条にて、いわゆる「年齢の壁」、「施策・制度の壁」、「関係省庁によ

る縦割り行政の壁」を打破し、総合的かつ一体的な提供のための体制がこども家庭庁主導の下で築かれることを確認した。保育の内容という領域において、整備がなされたのである。このほか、子育て支援、社会的養護、子ども家庭福祉などに関する整備に向けた規定改正もなされたが、本稿では指摘にとどめておく。

3. 保育士養成課程の概要—「子ども家庭支援論」を中心に

指定保育士施設の指定及び運営に関する基準に従い、本稿ではまず保育士養成課程の概要を確認する。その後、「子ども家庭支援論」について科目上の特徴を整理する。

保育士養成課程の全体を俯瞰した際、各教科科目は「教養科目」（「外国語（演習）」、「体育（講義）」、「体育（実技）」と「その他）」、「必修科目」、「選択必修科目」（「保育実習Ⅱ」または「保育実習Ⅲ」と「保育実習指導Ⅱ」または「保育実習指導Ⅲ」）から構成される。その中でも「必修科目」は、さらに5つの「系列」によって分けられる。

具体的には、まず「保育の本質・目的に関する科目」系列として、「保育原理（講義）」、「教育原理（講義）」、「子ども家庭福祉（講義）」、「社会福祉（講義）」、「子ども家庭支援論（講義）」、「社会的養護Ⅰ（講義）」、「保育者論（講義）」が設定される。また、「保育の対象の理解に関する科目」系列として、「保育の心理学（講義）」、「子ども家庭支援の心理学（講義）」、「子どもの理解と援助（演習）」、「子どもの保健（講義）」、「子どもの食と栄養（演習）」が設定される。さらに、「保育の内容・方法に関する科目」として、「保育の計画と評価（講義）」、「保育内容総論（演習）」、「保育内容演習（演習）」、「保育内容の理解と方法（演習）」、「乳児保育Ⅰ（講義）」、「乳児保育Ⅱ（演習）」、「子どもの健康と安全（演習）」、「障害児保育（演習）」、「社会的養護Ⅱ（演習）」、「子育て支援（演習）」が設定される。そして、「保育実習」系列に「保育実習Ⅰ」と「保育実習指導Ⅰ」が設定され、最後に「総合演習」系列として「保育実践演習（演習）」が設定される。

では、「子ども家庭支援論」には、教授内容としていかなる特徴があるのだろうか。厚生労働省保育士養成課程等検討会「保育士養成課程等の見直しについて—より実践力のある保育士の要請に向けて—（検討の整理）」（2017年）における第2.2の「（1）教科名の名称や教授内容等」の「(iv) 子どもの育ちや家庭への支援の充実」を参考に確認してゆく。この箇所は、次の二項目「ア 子育て家庭支援に関する基礎的な理解の促進」と「イ 子育て支援に関する具体的・実践的な内容の充実」からなる。前者では、「保護者と連携した『子どもの育ちの支援』に当たっては、より深く対象を理解した上で、支援の充実を図ることが重要であり、関連する教科目の教授内容等を再編整理し、内容を充実することが必要」として、「新たな教授内容等に即して、関連する教科目の名称を変更することが適当」とした。それゆえ、「教授内容等の集約整理」が図られた。具体的には、「保育士による子育て家庭の支援に必要な知識の基礎的理解を促進するため、従来の『相談援助（演習1単位）』及び『保育相談支援（演習1単位）』の目標及び教授内容のうち、子ども家庭支援の基本となる事項（意義や役割、保育士としての基本姿勢、支援の体制や内容など）について、新たな教科目『子ども家庭支援論』の教授内容等」とした。ここに当該科目は、講義2単位科目として新たに誕生したのである。

また後者では、「保育の専門性を活かした子育て

て支援に関する実践力を重視する観点から、保育士が行う具体的な支援に関連する教科目の目標及び教授内容について、再編整理することが必要」として、子ども家庭支援の基本的な事項について当該科目が担うこととした。こうして、「子ども家庭支援論」は、2017（平成29）年の改定において、従来科目であった「相談援助」、「家庭支援論」、「保育相談支援」を再編し、それらの内容を分担する新たな一科目に据えられたのである。

それでは、「子ども家庭支援論」の教授内容に分け入ってみる。まず「目標」は、「子育て家庭に対する支援の意義・目的を理解する」、「保育の専門性を活かした子ども家庭支援の意義と基本について理解する」、「子育て家庭に対する支援の体制について理解する」、「子育て家庭のニーズに応じた多様な支援の展開と子ども家庭支援の現状、課題について理解する」の四項目で構成された。そして「内容」は五項目で構成される。まず「1. 子ども家庭支援の意義と役割」として、「（1）子ども家庭支援の意義と必要性」と「（2）子ども家庭支援の目的と機能」とされる。そして、「2. 保育士による子ども家庭支援の意義と基本」として「（1）保育の専門性を活かした子ども家庭支援とその意義」と「（2）子どもの育ちの喜びの共有」、「（3）保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資する支援」、「（4）保育士に求められる基本的態度（受容的関わり・自己決定の尊重・秘密保持等）」、「（5）家庭の状況に応じた支援」、「（6）地域の資源の活用と自治体・関係機関等との連携・協力」からなる。さらに、「3. 子育て家庭に対する支援の体制」として、「（1）子育て家庭の福祉を図るための社会資源」と「（2）子育て支援施策・次世代育成支援施策の推進」からなる。最後に、「4. 多様な支援の展

開と関係機関との連携」として、「（1）子ども家庭支援の内容と対象」、「（2）保育所等を利用する子どもの家庭への支援」、「（3）地域の子育て家庭への支援」、「（4）要保護児童等及びその家庭に対する支援」、「（5）子ども家庭支援に関する現状と課題」からなる。

加えて「子ども家庭支援論」は、2022年度から再び始まった厚生労働省保育士養成課程等検討会「第1回及び第2回保育士養成課程等検討会における各構成員の発言踏まえた論点の整理」（2022年）⁴において、「1. 子ども家庭支援の意義と役割」、「2. 保育士による子ども家庭支援の意義と基本」、「4. 多様な支援の展開と関係機関との連携」の内容は「重要な理論的事項」として位置づけられている。

なお、付記になるが、「子ども家庭支援論」は文部科学省「教職課程コアカリキュラム」（2017年）における「教育に関する社会的、制度的または経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応）」の「（1-1）教育に関する社会的事項」や「（2）学校と地域との連携」にも関連が高い科目として理解することが可能になっている。

4. 「子育て当事者」支援に基づく保育士養成課程科目への要請—「子ども家庭支援論」拡充の方向性

先述の通り、保育所保育指針（2017年）の第4章子育て支援において、保護者が「子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じる」ことが新たに注目された。そのための手段として子育て支援は位置づくが、あくまで「保護者自身の主体性や自己決定」がその基本とされる。「保育及び子育てに関する知識や技術など」について保護者が理解し、習得することで、保護者「自ら実践する力の向上」、すなわち子育てのエンパワ

メントにつながるとされる。こうした認識枠組みによって、子育て支援に関する保育士養成科目（「子ども家庭支援論」）は、「子どもの育ち」ないし「こどもの健やかな成長」に関する支援を内容の中心に据えられている。

ところが、子ども基本法は次のように提起する。「こどもの健やかな育ち」を主たる目的とはしていないが「こどもや子育て家庭」のための支援、例えば「国民全体の教育の振興」や「仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備」、「小児医療を含む医療の確保・提供」といった事項を「一体的に講ずるべき施策」として「こどもの健やかな育ち」と同等に位置づけている。子育て家庭に必要とされる知識に「こどもの健やかな育ち」があることは、いうまでもないが、そのみでは決して十分ではない。例えば、家庭生活を維持するための知識、あるいは就労者ないし社会人として必要とされる知識や技術も必要であろう。すなわち、保護者に対する子育て支援として「こどもの健やかな成長」に資する知識に重きが置かれていたことがみえてくる。

保育所保育指針（2017年）においても、先述した「保育及び子育てに関する知識や技術」に加え、「子どもの日々の様子の伝達」や「保育に対する保護者の積極的な参加」といった事項が、第4章子育て支援に並べられていることから確認できる。文部科学省でも1998（平成10）年度から取り組みが始まった「家庭教育手帳」や、2008（平成20）年度から始まった「家庭教育支援チーム」において、「こどもの健やかな成長」や親子間のかかわりがテーマに置かれている。こうした「こどもの健やかな成長」とは何か、親子間のかかわりといったテーマを子育て世代の親同士が問題意識や課題を共有し、自身の子育てを省察することが取り組みの主眼にある。ともすれば、子育てに悩みや不安を抱えながら

も日々の生活や就労のため支援の手を挙げにくい親に対して、子育てサポーターや民生委員・児童委員など地域の様々な人材や教育・保育の専門家を構成員として「家庭教育支援チーム」は組織され、学校等と連携して、親同士のつながりづくりや相談対応を行う取り組みを行った。取り組み当初の事例でいえば、香川県教育委員会は『親同士の学びを取り入れたワークショップ学習プログラム集』（2008年）の中で、「わが家のルール」の在り方や「子どもの『イヤ!』と『なぜ?』」への対応といった「周囲に聞いてみたいが、改まっては聞きにくい」事項について、参加者の意見交換から始まるワークショップ形式で実施する意義が「学び合い」として示された。その後の拡充に伴い、文部科学省「子供たちの未来を育む家庭教育」によれば、2022（令和4）年12月15日現在において、家庭教育支援に関する取組を行っているチームのうち「家庭教育支援チーム」登録制度への登録数は388団体となっている。

だが、子育てをしながら家庭生活を自立して維持するためには、従来から子育て支援のテーマとして取り組まれている「こどもの健やかな成長」や「親子の関係」構築に加え、さらなる知識の広がりが必要といえる。その根拠として本稿は、国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）【結果の概要】」（2021年）における「夫婦が理想の数の子どもを持たない理由」に注目した。「理想の数の子どもを実際には持たない理由」として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という「経済的理由」（52.6%）が最も選択された。妻の年齢35歳未満では「経済的理由（子どもにかかる養育・教育費、住居、仕事）」を選択する傾向にある。他方、妻が35歳以上の夫婦では、「高年齢で生むのはいやだか

ら、「ほしいけれどもできないから」といった「身体的な理由」を選択する率が高かった。「年齢層に分けた上で調査回ごとの変化」によれば、妻35歳以上の夫婦では「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を選択する割合は低下したが、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」が増えたのである。すなわち、「経済的負担（家計）」と「心理的・肉体的負担」が子どもを「持つ／持たない」に影響を及ぼしているのである。もちろん、こうした視点は従来から指摘されてきたのだが、十分な改善に未だ至っていないことが判明する。それゆえに、「子育て罰」（末富、桜井2022年）といった子育てに否定的な印象を与える言説に未だに注目が集まるのである。

これらから浮かび上がってくる課題は、子育て当事者に必要な学習機会（知識や技能の習得）として、家計マネジメントや「子育て支援労働」（相馬、松木2020年）といった経済的知見の理解、あるいは子育ての心理的・肉体的を軽減させる子育て支援（保育）の多機能性に関する理解である。さらに言えば、子育て支援の主たる役割を担う保育士にも、こうした経済面や子育て支援の多機能性、に関する知識や技能を習得する機会や必要に応じて検討し合う環境という意味での「中庸なネットワーク」（松田2008年）を子育て当事者自身が構築してゆくための支援は、「子ども家庭支援論」の教授内容としてさらに今後要請される視座になる。

5. 結 論

こども基本法やこども家庭庁設置法が示す方向性と保育所保育指針（2017年）に示される子育て支援の特徴を、保育士養成課程ならびに科目「子ども家庭支援論」は、どのように受け止め、保育士養成に反映させることができるだろ

うか。この課題（問い）に対して、こども基本法等や保育士養成課程を分析することによって、本稿は、次を示唆したい。それは、子育ての当事者としての親や家族が子育てならびに子育て環境（家庭生活）を経営ないし運営（マネジメント）するための能力の育成である。保育所保育士指針（2017年）の指摘を踏まえるならば、子育て当事者による「自己決定」力の涵養と言い換えることができる。

「子ども家庭支援論」において、子育てや子育て環境を子育て当事者が客観視し、必要な支援を取捨選択できるために、支援する側の保育士等はその「社会的資源」を理解するとともに資源の活用方法に関して理解する必要がある。ここに「子ども家庭支援論」の内容を深める糸口は見いだされる。確かに、子育ての当事者が「子育てを担う」ための支援から「子育てを運営する」ための支援と図式化させることは可能である。しかし、「家族主義」や「家族の自助原則」（下夷2015年）といった従来から根深くある子育てに関する見解（文化・風土）を再検討し、対抗文化を構築することは決して容易ではない。

とはいえ、文部省中央教育審議会（以下、中教審）に目を向けてみよう。中教審は『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して—全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現—（答申）』（2021年）と『『令和の日本型学校教育』を担う教師の要請・採用・研修等の在り方について—「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成—（答申）』（2022年）を続けて発表した。これらの中で、教師には、社会の「変化に背を向けるのではなく、訪れる変化を前向きに受け止めていくこと」と同時に、同時に「子供の主体的な学びを支援する伴走者」であることが求められた。加えて、幼児教育で

は「保護者等に対する学習機会・情報の提供」が求められている（中教審2021年）。さらに、福祉は教師が高めるべき「強みや専門性」の一つとしてデータ活用やSTEM教育と並んで示される（中教審2022年）。このように、時代や社会の変化に沿った「教師自身の学び（研修観）」を転換することが、「新たな教師の学びの姿」（個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、「主体的・対話的で深い学び」）として求められたのである。

ならば、保育や子育て支援のみならず保育士養成に関する従来の見解を発展的に転換させる思考もまた必要といえよう。「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）策定から30年を迎えようとするにあたって、より一層求められるのである。

6. 註および引用・参考文献

註

- 1 施行は、2023（令和5）年4月1日の予定とされる。
- 2 本稿では、こども基本法、こども家庭庁設置法、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の三法をさす。
- 3 こども基本法第4条では国の責務、同5条では地方公共団体の責務、同6条では事業主の努力義務が記載されている。
- 4 本検討部会のテーマは、幼保連携型認定子ども園で勤務する保育教諭に係る保育士資格取得特例の在り方として「幼保連携型認定子ども園における実務経験とそれに基づく一定の理解を前提に、特例科目として修得単位数」を見直すこととされる。

文 献

厚生労働省編（2018年）『保育所保育指針解説』フレーベル館
 厚生労働省保育士養成課程等検討会（2017年）「保育士養成課程等の見直しについて—より実践力のある保育士の要請に向けて—（検討の整理）」2022年11月23日取得 <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku>

Soumuka/houkokusyo_1.pdf
 厚生労働省保育士養成課程等検討会（2022年）「第1回及び第2回保育士養成課程等検討会における各構成員の発言踏まえた論点の整理」2022年11月23日取得 <https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000951666.pdf>
 文部科学省（2022年）「令和3年度文部科学白書」2022年11月19日取得 https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab202001/1420041_00010.htm
 文部科学省「子供たちの未来を育む家庭教育」2022年11月19日取得 <https://katei.mext.go.jp/contents4/index.html>
 文部科学省中央教育審議会（2021年）「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して—全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現—（答申）」2022年11月19日取得 https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf
 文部科学省中央教育審議会（2022年）「『令和の日本型学校教育』を担う教師の要請・採用・研修等の在り方について—「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成—（答申）」（2022年）2022年12月22日取得 https://www.mext.go.jp/content/20221219-mxt_kyoikujinzai01-1412985_00004-1.pdf
 文部科学省教職課程（2017年）コアカリキュラムの在り方に関する検討会「教職課程コアカリキュラム」2022年11月19日取得 https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afidfile/2017/11/27/1398442_1_3.pdf
 内閣官房子ども家庭庁設立準備室（2022年）「こども基本法説明資料」2022年11月3日取得 <https://www.cas.go.jp/jp/houan/220622/77setsumei.pdf>
 内閣府（2022年）「令和4年版少子化社会対策白書」2022年12月11日取得 <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2022/r04webhonpen/index.html>
 清國祐二、田中崇教、松井剛太、山本木ノ実、香川県教育委員会編（2008年）『親同士の学びを取り入れたワークショップ学習プログラム集』
 国立社会保障・人口問題研究所（2022年）「第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）【結果の概要】」2022年12月11日取得 <https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou16/JNFS16gaiyo.pdf>
 松原康雄、村田典子、南野奈津子編（2019年）『子ども家庭支援論（新・基本保育シリーズ⑤）』中央法規出版
 松田茂樹（2008年）『何が育児を支えるのか—中庸なネットワークの強さ』勁草書房

中原大介（2022年）「保育士養成課程における新科目『子育て支援』に関する一考察」『福祉健康科学研究（第17巻）』福山平成大学、57-66頁所収
『最新保育士養成講座』総括編集委員会編（2019年）『子ども家庭支援—家庭支援と子育て支援（最新保育士養成講座第10巻）』全国社会福祉協議会
下夷美幸（2015年）「ケア政策における家族の位置」

『家族社会学研究（第27巻第1号）』日本家族社会学会、49-60頁所収
相馬直子、松木洋人編著（2020年）『子育て支援を労働として考える』勁草書房
末富芳、桜井啓太（2021年）『子育て罰—親子に冷たい日本を変えるには』光文社